

珠洲市地域防災計画
事故災害対策編

平成27年8月28日修正
珠洲市防災会議

沿革

昭和44年1月 日作成
昭和52年3月 日修正
昭和54年3月 日修正
昭和62年5月29日修正
平成4年7月6日修正
平成5年6月10日修正
平成6年6月9日修正
平成7年6月12日修正
平成8年6月10日修正
平成10年2月5日修正
平成15年6月18日修正
平成16年6月23日修正
平成17年6月21日修正
平成18年7月13日修正
平成19年7月2日修正
平成20年6月25日修正
平成21年6月26日修正
平成22年6月11日修正
平成23年6月2日修正
平成24年6月4日修正
平成25年6月12日修正
平成26年6月16日修正
平成27年8月28日修正

珠洲市地域防災計画（事故災害対策編）目次

第1章	海上災害対策計画	1 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害予防対策.....	1
第3節	災害応急対策.....	1
第2章	流出油等防除対策計画	2 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害予防対策.....	1
第3節	災害応急対策.....	1
第3章	航空災害対策計画	3 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害応急対策.....	1
第4章	道路災害対策計画	4 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害応急対策.....	1
第5章	危険物等災害対策計画	5 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害応急対策.....	1
第6章	林野火災対策計画	6 - 1
第1節	基本方針.....	1
第2節	災害予防対策.....	1
第3節	災害応急対策.....	3

第1章 海上災害対策計画

第1節 基本方針

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

市と関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備すること。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

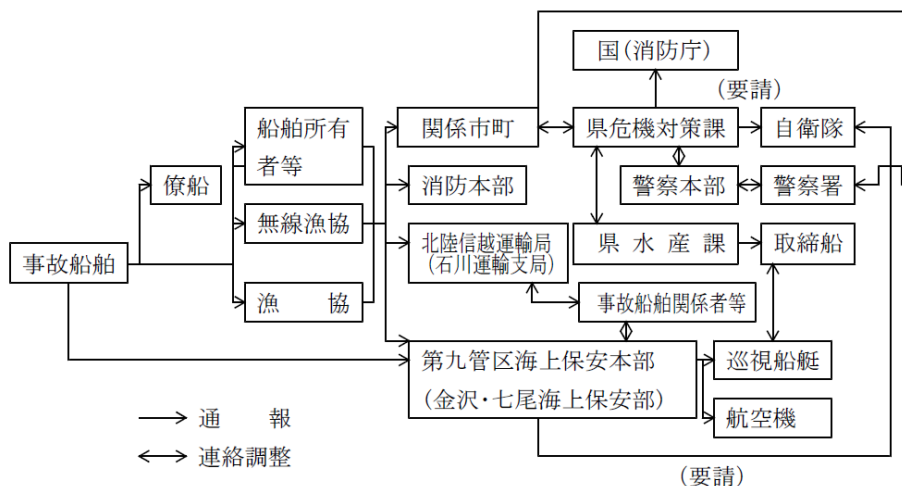
第3節 災害応急対策

1 情報通信

情報通信海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

海難発生時の広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑・迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて現地対策本部等を設置し、災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。市はこれに協力する。

5 救助・救急活動

海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

- (1) 遭難船舶を認知したときは、海上保安署及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
- (2) 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人

の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

6 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、市及び関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安署と連携、協力し、一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより実施する。

8 交通規制

海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援

海難の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第2章 流出油等防除対策計画

第1節 基本方針

タンカー等船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

市と関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策の実施及び化学消火薬剤等の配備
 - エ 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
- (8) 入港船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

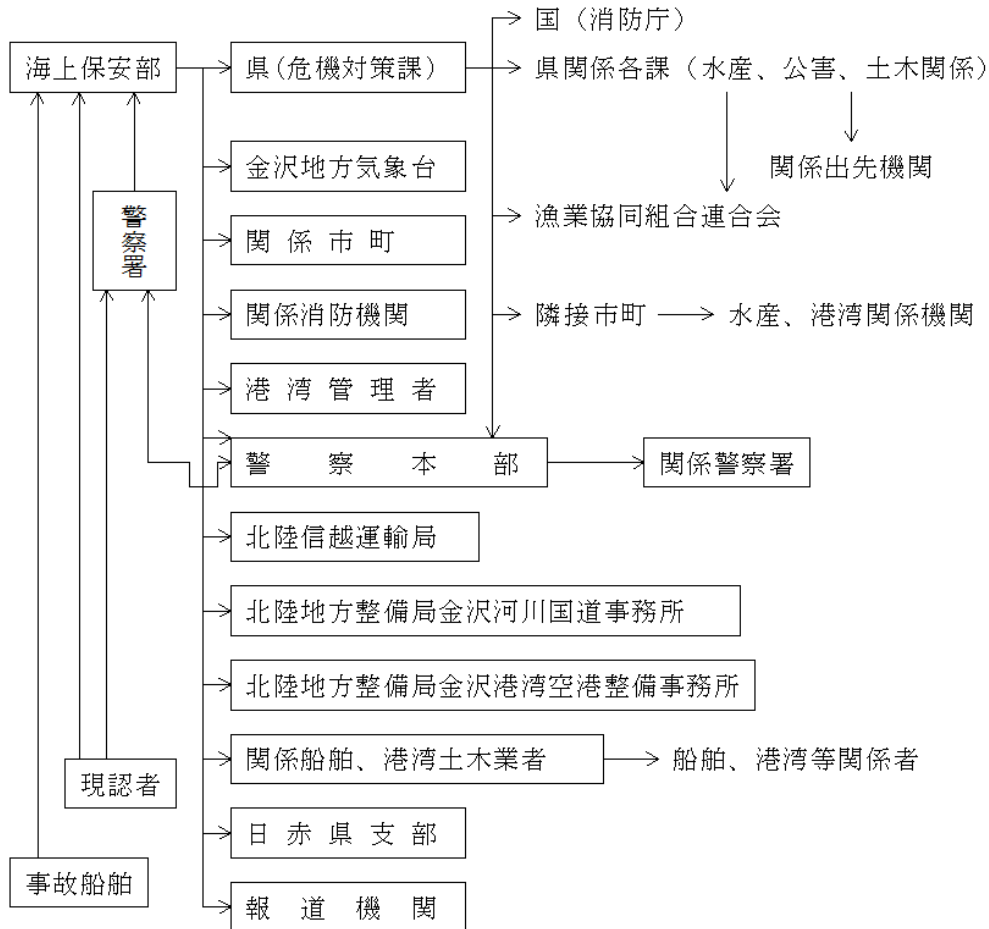
第3節 災害応急対策

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところにより実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

市及び関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、航行船舶、旅客及び地域住民等へ広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性など地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑・迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて現地対策本部等を設置し、災害応急対策を実施する。

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

直ちに海上保安署に通報するとともに、油流出等の海岸への漂着に対処するため、関係機関と協力の上、環境モニタリング、漂着油の除去等必要な措置を講ずる。

5 消火活動

流出油等の海上火災発生時には、火災状況等の情報収集に努め、海上保安署の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第2章第12節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

10 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、一般災害対策編第2章第30節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

第3章 航空災害対策計画

第1節 基本方針

航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の応急対策を実施する。

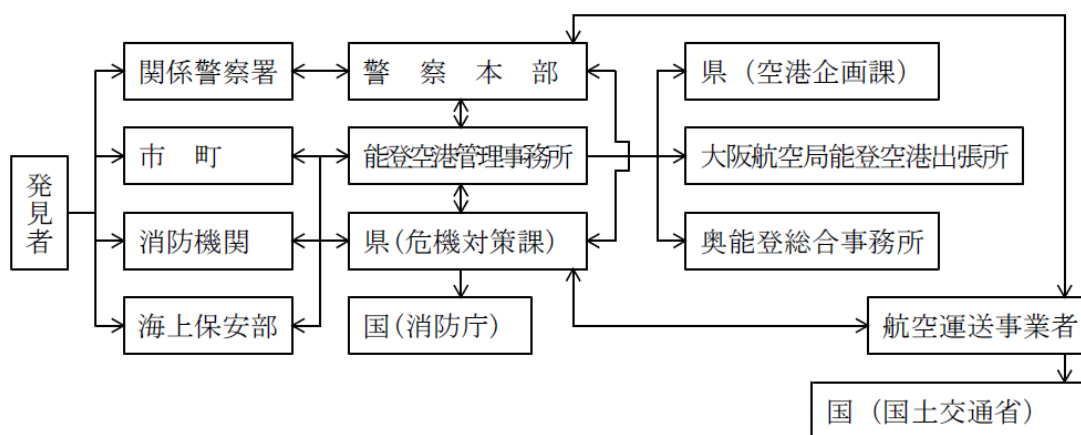
第2節 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

能登空港の事故発生時における情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところにより実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 航空災害の状況

イ 家族等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 搜索活動

各関係機関は相互に連携して、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して搜索活動を行う。

5 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合、関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の搜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより実施する。

8 交通規制

一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

9 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、一般災害対策編第2章第29節「防疫、保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第31節「し尿及び廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

10 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第2章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

11 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第4章 道路災害対策計画

第1節 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の応急対策を実施する。

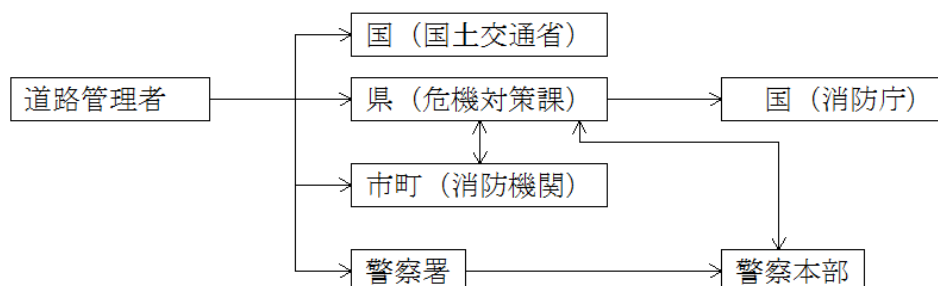
第2節 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところにより実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬を実施する。

7 交通規制

道路災害による交通規制については、一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

8 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策編第5章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第1.1節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、応急対策を実施する。

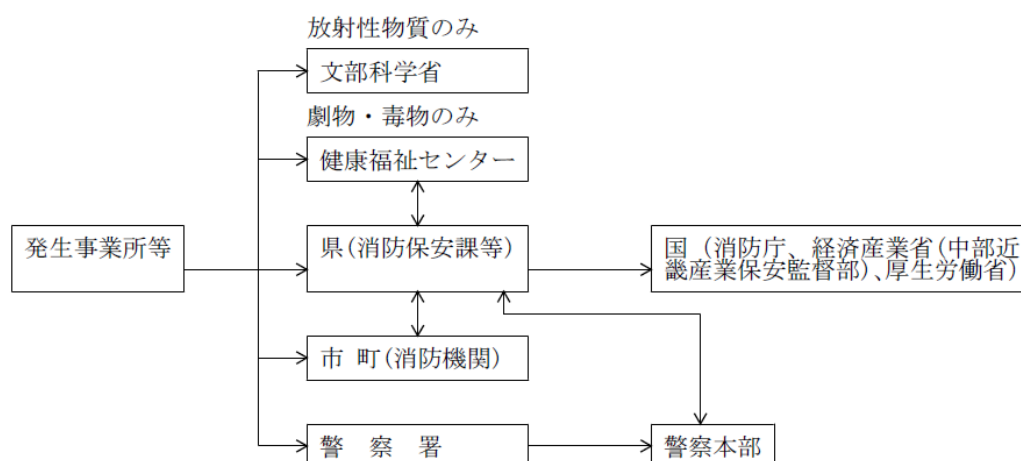
第2節 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 避難措置

人命の安全を確保するため、一般災害対策編第2章第12節「避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

一般災害対策編第2章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬を実施する。

8 交通規制

危険物等災害時における交通規制については、一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。

第6章 林野火災対策計画

第1節 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、国、県、市及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- イ 入山の許可、届出等について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- エ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- ア 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 消火資機材等の整備

- ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

2 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期

- ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

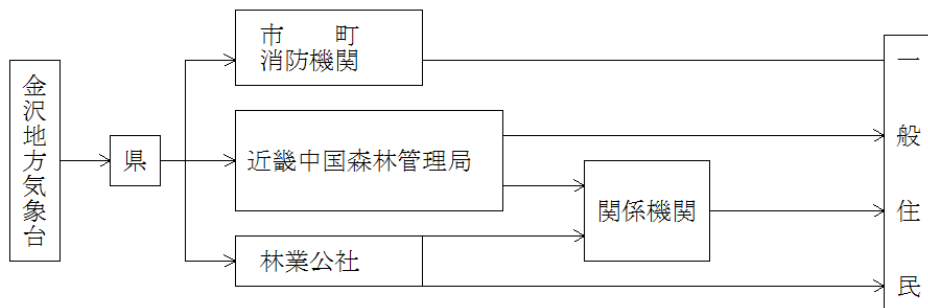
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。

通報基準は、一般災害対策編第3章第3節「気象業務法に定める予報、注意報、警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」のとおりである。

(2) 伝達系統



市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生の危険性があると認めるときは、火災警報を発令するとともに一般住民に周知徹底を図る。

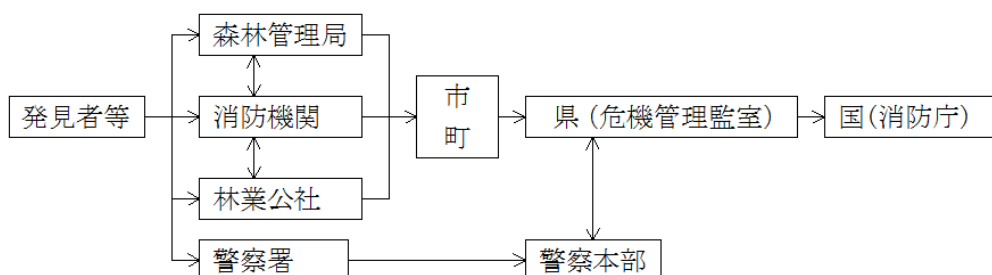
第3節 災害応急対策

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関と協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 避難措置

人命の安全を確保するため、一般災害対策編第2章第12節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

5 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

6 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第2章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

7 広域応援

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第2章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県及び他の市町に対して応援を要請する。